

令和3年3月28日現在

(素案)

厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する
基本方針

令和3（2021）年〇月

厚木市教育委員会

目次

第1章	市立小・中学校を取り巻く状況	・・・	1
1	児童・生徒数等の推移と将来推計	・・・	1
2	学校教育に求められる質や内容の変化	・・・	3
3	市立小・中学校の施設の老朽化	・・・	4
4	学校教職員の多忙化	・・・	5
5	これまでの適正規模・適正配置に関する取組	・・・	6
第2章	市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方	・・・	8
1	適正規模・適正配置に関する基本的な考え方	・・・	8
2	適正規模（望ましい学級数）の考え方	・・・	8
3	適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）の考え方	・・・	9
第3章	市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策	・・・	11
1	適正規模・適正配置の方策の考え方	・・・	11
2	適正規模の方策	・・・	12
3	適正配置の方策（通学負担軽減策）	・・・	15
4	方策の実施に当たり考慮すべき事項等	・・・	17
5	適正規模・適正配置の方策の実施基準	・・・	21
6	適正規模・適正配置の取組の進め方	・・・	23
参考資料			
1	厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果（要旨）	・・・	26
2	令和2（2020）年度児童・生徒将来推計（抜粋）	・・・	32
3	市立小・中学校通学区域図	・・・	33
4	地域別市立小・中学校所在地区分	・・・	34
5	本方針策定の経過等	・・・	35

第1章 市立小・中学校を取り巻く状況

1 児童・生徒数等の推移と将来推計

本市では、1970年代以降、児童・生徒数が大幅に増加しました。

その後、児童数は昭和57（1982）年の19,392人、生徒数は昭和62（1987）年の10,334人、児童・生徒数の総数は昭和60（1985）年の28,568人をピークとし、以降は一時的に増加した期間はあるものの、おおむね減少が続いています。

【図1】

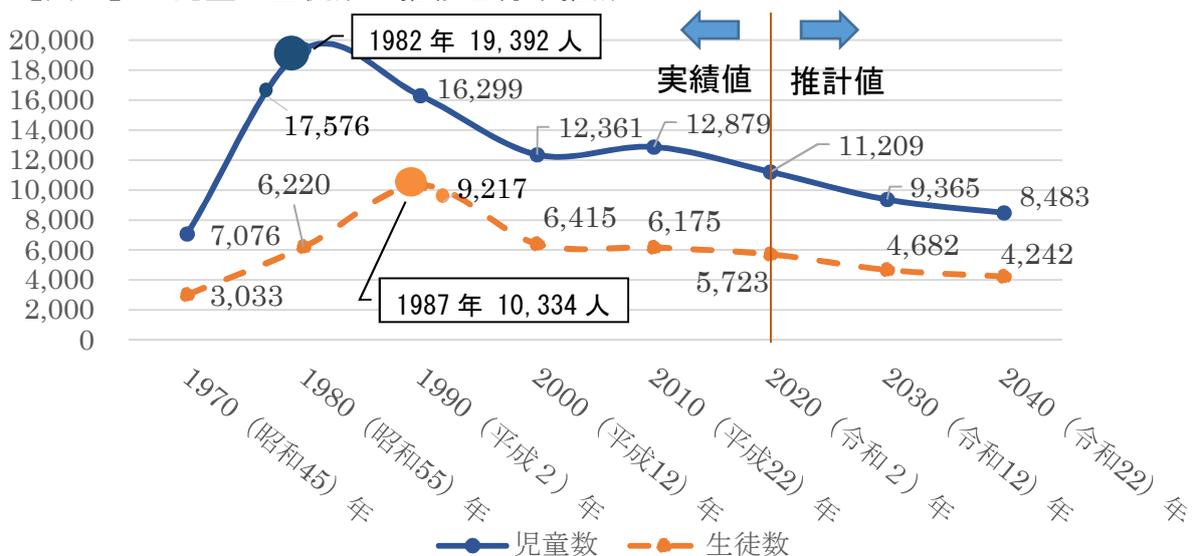
令和2（2020）年度の児童数は11,209人、生徒数は5,723人となっており、ピーク時と比較すると、児童数は約8,200人（△42%）、生徒数は約4,600人（△45%）減少しています。

また、中心市街地などの一部地域では児童・生徒数が増加している学校がある一方、郊外の学校では児童・生徒数の減少が進んでおり、学校規模に偏りが生じています。

学級数については、おおむね児童・生徒数の推移に合わせ、増減していますが、最近の傾向として、通常学級が減少する一方、特別支援学級は増加傾向にあります。【図2】【図3】

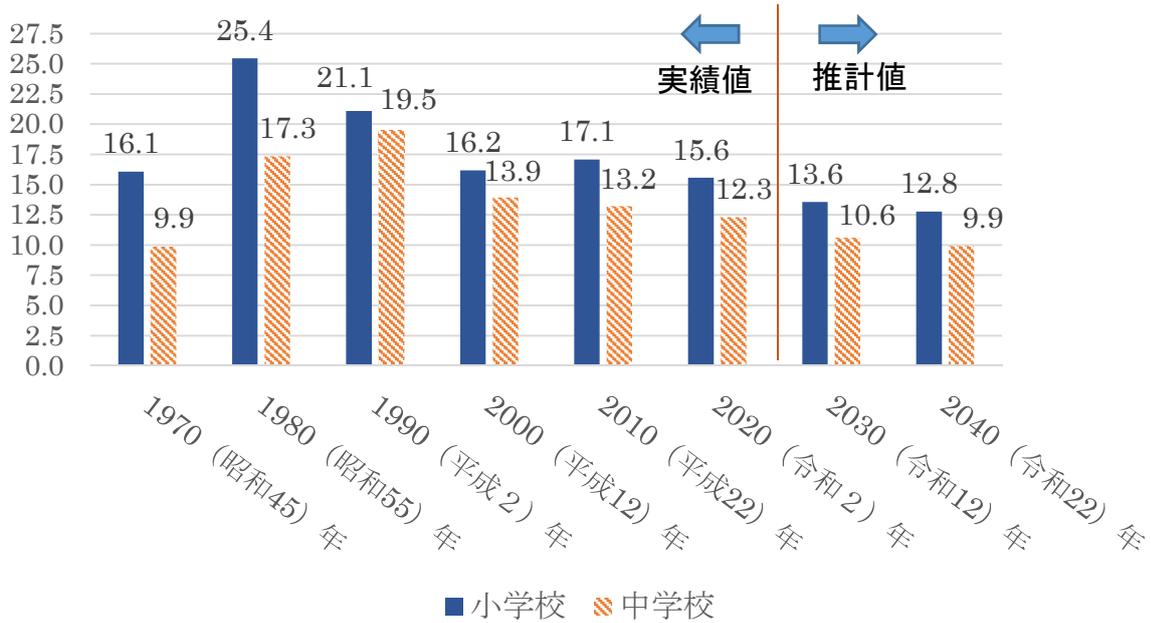
児童・生徒数の将来推計では、今後も児童・生徒数の減少が続き、令和22（2040）年には、児童数は8,483人、生徒数は4,242人となり、令和2（2020）年度と比較すると、児童数は約2,700人（△24%）、生徒数は約1,500人（△26%）減少することが見込まれています。

【図1】 児童・生徒数の推移と将来推計



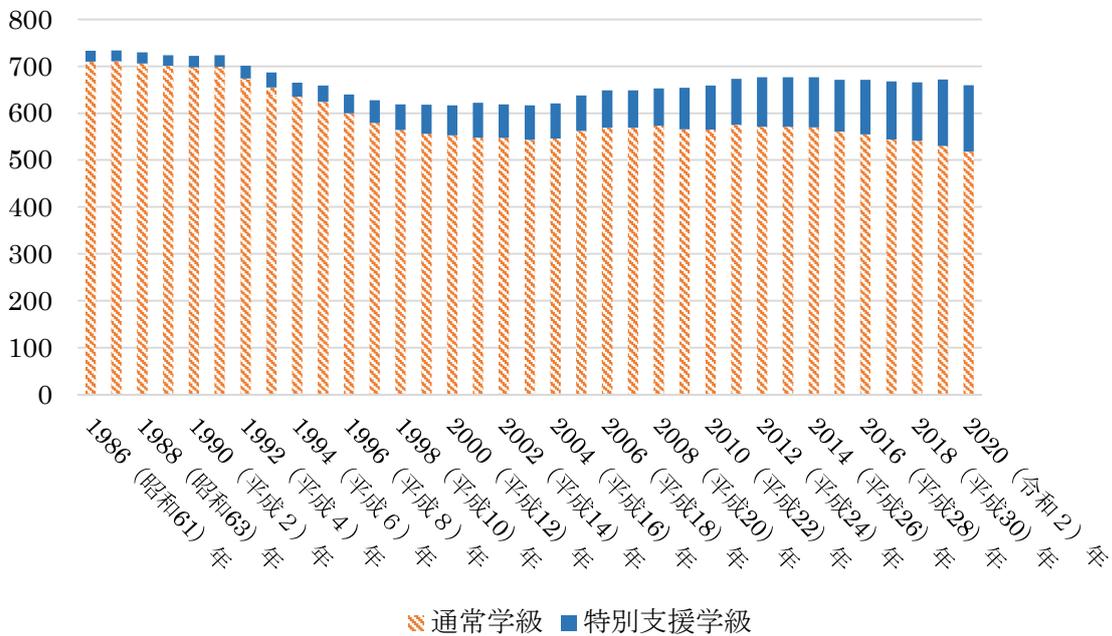
※児童・生徒数の将来推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」の値から、児童・生徒対象年齢区分を按分して算出。

【図2】 1校当たりの通常学級の平均学級数



※学級数の推計値は、小学校1～3年は35人につき1学級。小学校4年～6年及び中学校は40人につき1学級で算出

【図3】 通常学級と特別支援学級数の推移



2 学校教育に求められる質や内容の変化

学校教育に求められる質や内容は、社会情勢の変化や時代の経過に伴い変化してきました。

平成 29（2017）年の学習指導要領の改訂では、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」や「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を重視することとされ、体験的な学習や外国語教育の充実、情報活用能力の向上、個に応じた発達の支援（障がいに応じた支援や日本語の能力に応じた支援等）などが位置付けられました。

平成 30（2018）年に閣議決定された第 3 期教育振興基本計画では、令和 12（2030）年以降の社会を展望した教育政策の重点事項に、個人の目指すべき姿と教育の役割として「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」を掲げ、これを含めた教育政策を推進するため「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」の五つの方針に基づき各施策に取り組むこととしています。

本市では、平成 21（2009）年度から令和 2（2020）年度までを計画期間とする「厚木市教育振興基本計画」において、基本理念である「未来を担う人づくり」に基づき、「拓く力」、「感じる力」、「築く力」の三つの力の育成を基本目標に掲げ、ICT化やインクルーシブ教育^{＊1}の推進、地域住民が学校運営に参加するコミュニティ・スクール^{＊2}の推進など、時代の変化に対応しつつ、児童・生徒の確かな学力を身に付ける教育の推進に取り組んできました。

また、令和 3（2021）年度を計画始期とする「第 2 次厚木市教育振興基本計画」では、基本理念である「未来を担う人づくり」を継承し、「挑戦」、「共生」、「創造」を新たな基本目標として掲げ、「GIGA スクール構想^{＊3}」の実現に向けた取組、家庭・地域・学校の協働による教育活動の充実、教職員が子どもたちと十分に向き合える環境の整備などに取り組んでいきます。

今後も、社会情勢の変化などに的確に対応した学校教育の環境整備に取り組んでいく必要があります。

＊1 インクルーシブ教育…共生社会の実現に向け、障がいのあるなしにかかわらず、できるだけ全ての子どもが同じ場で共に学び、共に育つための教育。

＊2 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）…学校運営協議会制度を導入した学校。保護者や地域住民などが一定の権限と責任をもって学校運営に参加することにより、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けて共に協働していく仕組み。

＊3 GIGA スクール構想…1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、並行して ICT 機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用の PDCA サイクル徹底などを進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させるとともに、災害や感染症の発生による学校の臨時休業などの緊急時においても、ICT の活用により全ての子どもたちの学びを保障できる環境を実現する文部科学省の構想。

3 市立小・中学校の施設の老朽化

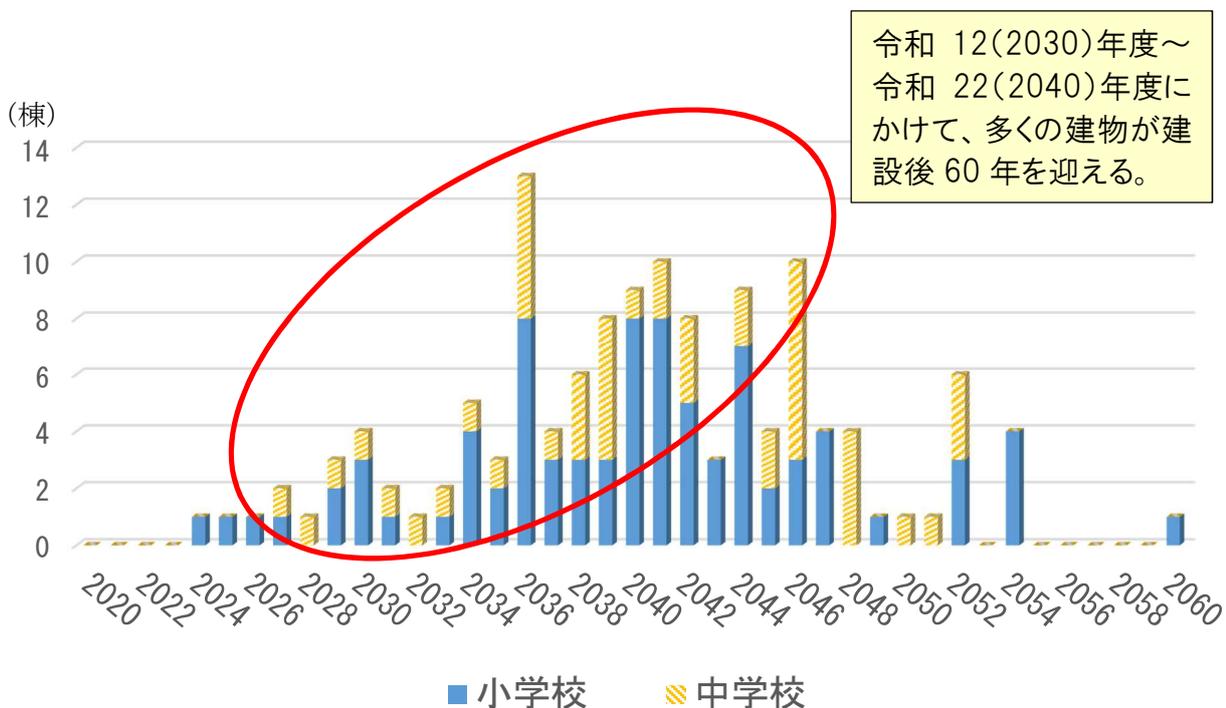
市立小・中学校は、昭和 40（1965）年代後半から児童・生徒数の増加に伴い整備を進め、現在、本市には小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されています。

学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半数を占めており、また、令和 2（2020）年度現在、42.6%の建物が築 40 年以上経過するなど、老朽化が進んでいます。（本市では、公共建築物の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としています。）【図 4】

「厚木市公共施設最適化基本計画*」で行った試算では、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円が必要となる見込みとなっています。

今後、建て替え等の費用を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる環境を整えていくため、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の規模や優先順位を精査し、計画的に施設を整備していく必要があります。

【図 4】 建設後 60 年（目標耐用年数）を迎える建物（棟）数の推移



* 厚木市公共施設最適化基本計画…今後の人口減少社会や少子高齢化の一層の進展を見据え、今後も持続可能な行財政運営及び良質な市民サービスを次代へと引き継ぐため、公共施設を市民共有の財産として捉え、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営方法及び適正配置を行うことを目的として定めた計画。

4 学校教職員の多忙化

平成 29（2017）年度に市立小・中学校を対象に実施した勤務実態調査（調査期間：平成 29（2017）年 11 月 6 日～12 月 1 日のうち 7 日間）の結果による集計では、勤務日における教職員の時間外在校等時間数*の 1 か月当たりの平均は、小学校で約 54 時間、中学校で約 70 時間となり、教職員の長時間勤務の状況が明らかになりました。

本市では、令和元（2019）年度に「厚木市立小・中学校における働き方改革に関する方針」を策定し、これまで取り組んできた教職員の負担軽減の取組を一層進めていくこととしています。

今後も教職員の負担を軽減し、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するため、学校規模の偏りなどが教職員の学校運営や校務などの業務にもたらす負担への影響について考慮していく必要があります。

* 時間外在校等時間数…1 日の在校時間から、条例等で定める正規の勤務時間（8 時間 30 分 [勤務時間 7 時間 45 分+休憩時間 45 分]）を除いた時間。

5 これまでの適正規模・適正配置に関する取組

(1) 「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」について

本市では、児童・生徒にとって、より良い教育環境を整備するため、学校規模の適正化を図ることを目的に、平成 27（2015）年 9 月に「厚木市立小・中学校の通学区域再編成及び学校規模に関する基本方針」（以下「前方針」という。）を策定し、前方針に「ア 通学区域の変更」、「イ 対象を限定した通学区域の設定」、「ウ 通学区域の一部区域における学校選択制度（住居からおおむね 1 km 以内の学校の選択）」、「エ 隣接区域への中学校選択制」、「オ 小規模特認校制度による特例」の五つの方策を位置付け、適正規模・適正配置の取組を進めてきました。

(2) 取組実績について

前方針策定後における、取組実績は次のとおりです。

ア 通学区域の変更

実施実績なし

イ 対象を限定した通学区域の設定

実施実績なし

ウ 通学区域の一部区域における学校選択制度

対象年度	実績	備考
平成 28 年度	1 人	厚木第二小学校から相川小学校
平成 29 年度	3 人	厚木第二小学校から相川小学校（2 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1 人）
平成 30 年度	5 人	厚木第二小学校から相川小学校（3 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（2 人）
平成 31 年度	7 人	厚木第二小学校から相川小学校（4 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（3 人）
令和 2 年度	4 人	厚木第二小学校から相川小学校（3 人） 南毛利小学校から緑ヶ丘小学校（1 人）
合計	20 人	

エ 隣接区域への中学校選択制

対象年度	実績
平成 28 年度	73 人
平成 29 年度	67 人
平成 30 年度	77 人
平成 31 年度	73 人
令和 2 年度	67 人
合計	357 人

中学校選択制利用理由（令和 2（2020）年度入学分）[上位 3 位]
部活動（24 人）、友人関係（24 人）
教育環境（15 人）

オ 小規模特認校制度による特例

対象年度	実績
平成 28 年度	7 人
平成 29 年度	7 人
平成 30 年度	3 人
平成 31 年度	8 人
令和 2 年度	2 人
合計	27 人

※平成 28（2016）年度から玉川小学校を小規模特認校として指定しています。

(3) 取組成果と課題について

(対象期間:平成 27(2015)年度～令和元(2019)年度)

No	方策	成果	課題
1	通学区域の変更	(取組実績なし)	
2	対象を限定した通学区域の設定		
3	住居からおおむね1km以内の学校の選択	<ul style="list-style-type: none"> 制度対象校の教職員からは、制度の積極的な利用についての要望があり、学校規模の適正化の一助となっている。 制度利用者へのアンケート等は実施していないが、制度の説明会に出席した保護者からは「制度利用者からの勧めがあつて検討している」との回答があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度利用者は微増傾向ではあるものの、毎年度 10 人以下の規模にとどまっており、大規模校の学校規模を適正化する取組までには至っていない。 今後も利用者への積極的な周知を図っていく必要がある。
4	隣接区域への中学校選択制	<ul style="list-style-type: none"> 本制度は、生徒が自ら選んだ学校で個性や能力を伸ばすことを目的としており、小規模校を選択した保護者のアンケートからは「先生が目が行き届いていた」、「友人との関わりが深く、充実した学校生活を送れた」などの回答があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 部活動を理由に学校を選択する例も多いが、小規模校においては部活動の数が少なく、希望する部活動がない場合、他の学校を選択することで、小規模校が更に小規模校化してしまうなどの課題がある。
5	小規模特認校制度による特例	<ul style="list-style-type: none"> 児童数 154 人中、制度利用者は 23 人。全児童の 14.9% に該当。(令和2(2020)年9月1日現在) 制度利用者へのアンケートでは「教職員・児童間の距離の近さ」や「地域との交流があることに魅力を感じている」との回答があつた。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度利用者数については、例年 10 人を下回っている状況である。 市内全域からの利用を可能としているが、通学(送迎)の負担が大きく、制度利用者が少ないと考えられることから、通学手段の確保などの課題がある。

第2章 市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する考え方

1 適正規模・適正配置に関する基本的な考え方

市立小・中学校において、より良い教育環境の整備や更なる学校教育の充実を図るため、市立小・中学校における望ましい学級数（適正規模）や通学距離・時間（適正配置）の範囲を次のとおり定めるものとします。

2 適正規模（望ましい学級数）の考え方

- (1) 小規模校・大規模校のメリット・デメリット・学校運営上の課題について
学校規模の偏り（小規模校・大規模校）のメリット・デメリット・学校運営上の課題としては次の項目等が考えられます。

項目	小規模校	大規模校
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい ・児童・生徒の人間関係が深まりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい ・児童・生徒の学校生活における多様性や選択肢の幅が広がりやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい ・学校活動で制限を受けやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設や備品の利用に制限を受けやすい ・教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい
学校運営上の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の負担が大きくなりやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員のマネジメントや教職員相互の連絡調整等が難しくなりやすい

(2) 学校の適正規模について

小規模校・大規模校のメリット・デメリット・学校運営上の課題等を踏まえ、市立小・中学校の適正規模（1学校の当たりの望ましい学級数）の範囲を次のとおりとします。

校種	適正規模
小学校	12学級～24学級程度（1学年当たり2～4学級程度）
中学校	9学級～18学級程度（1学年当たり3～6学級程度）

(3) 適正規模の範囲設定の考え方について

ア 小学校

- ・児童への教育指導、児童間の人間関係の形成などが図られやすい学級数
- ・「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査」*¹（以下「アンケート調査」という。）では、1学年当たりの学級数において、「1学級」及び「5学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低く、また、小規模・大規模校のデメリットや学校運営上の課題に合致
- ・全ての学年でクラス替えや学級の枠を超えた学習等の実施、各学年に複数の教職員を配置することが可能

イ 中学校

- ・教員の目が届きやすく、きめ細かな教育指導が行える学級数であることに加え、集団活動や学校行事の実施、豊かな人間関係の構築、多様な集団の形成などを図るため一定以上の生徒数となる学級数
- ・アンケート調査では、1学年当たりの学級数において、「1学級」、「2学級」、「7学級以上」の選択割合は保護者、教職員ともに非常に低く、また、小規模・大規模のデメリットや学校運営上の課題と合致
- ・活気のある集団活動や学校行事の実施、多様な集団の形成を図ることが可能になるとともに、免許外教科担任制度*²を解消し、全ての授業で教科担任による学習指導が可能

3 適正配置（望ましい通学距離・時間の範囲）の考え方

(1) 児童・生徒の通学の現状について

ア 通学距離・時間について（1km=15分程度*³で算出）

通学距離について、令和2（2020）年度の各小・中学校における通学路において最長となる距離を確認すると、小学校では、依知小学校の3.6km（50～60分程度）、中学校では荻野中学校の3.5km（50～60分程度）となっています。各学校の最長の距離の平均値は、小学校は約1.9km（30分程度）、中学校は約2.6km（35～40程度）となっています。

通学時間について、アンケート調査では、児童では15分（1km）未満が47.1%、30分（2km）未満が41.2%、生徒では30分（2km）未満が49.0%、15分（1km）未満が41.6%となっており、児童・生徒共に約90%が30分（2km）未満の通学時間となっています。

*1 アンケート調査の詳細は[参考資料](#)参照

*2 教科の免許状を保有する教員が採用できない場合の例外として、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教員が当該教科の教授を担任するもの

*3 本方針では、「不動産の表示に関する公正競争規約及び施行規則」で定める『徒歩による所要時間は、道路距離80メートルにつき1分間を要する』（1km=12分30秒）を参考に、児童・生徒数の徒歩速度を考慮し、1km=15分程度としています。

イ 通学方法について

児童・生徒の通学方法は、現状では、ほぼ「徒歩のみ」となっています。

(2) 通学距離・時間の範囲について

ア 通学距離・時間の範囲（上限）について

児童・生徒の通学の現状を踏まえ、アンケート調査結果や検討委員会の審議を踏まえ、小・中学校における通学時間・距離の範囲を次のとおりとします。

校種	適正配置（通学距離・時間の上限）
小学校	おおむね 3 km・45 分以内
中学校	おおむね 4 km・60 分以内

イ 通学距離・時間の範囲（上限）設定の考え方について

- ・前方針及び国の考え方では小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内となっており、徒歩換算ではそれぞれ 60 分、90 分となっていますが、アンケート調査では、現状の通学時間では 60 分以上かかる児童・生徒は存在せず、また、保護者・教職員が許容範囲だと考える通学時間においても 60 分以上と回答している割合はほぼいない状況（生徒保護者で 1.2%、その他区分では選択者はいない。）
- ・現状で最長となる通学路は、小学校で 3.6 km、中学校では 3.5 km であり、当該の児童・生徒を含めほぼ全てが徒歩で通学
- ・検討委員会では、「児童・生徒はランドセルや部活の荷物などの重い荷物を持って通学しているので、小学校 4 km、中学校 6 km はかなりきついのではないか」などの意見

第3章 市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策

1 適正規模・適正配置の方策の考え方

(1) 適正規模・適正配置の方策の前提条件について

学校の適正規模・適正配置の方策の前提条件は次のとおりです。

ア 通学区域制度について

「学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）」では、「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない。」と定められていることから、本市では「厚木市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則」を制定し、通学区域を定め、就学すべき学校を指定しています。

本市では、前方針で「通学区域制度は、義務教育における適正な規模の学校と教育内容を保障し、これにより教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とし掲げている。また、学校は、地域コミュニティの場としての役割も高く、児童・生徒が自分たちの生活圏の中で成長していくことが重要であることから、住所により就学する学校を指定する通学区域制度を基本とする。」という考え方にに基づき通学区域を定めており、現状においても、この考え方に妥当性があるものと考えられることから、この制度を維持するものとします。

イ 1中学校・2小学校の原則について

本市では、これまで教育活動上の活力や発展性を考慮し、前方針において「中学校の通学区域は、二つの小学校の通学区域で構成することを原則とする。ただし、学校規模等を勘案の上、通学区域を設定する。」と定めています。

今後についても、教育上の活力や発展性を考慮し、この原則を維持しつつ、中学校において適正な学校規模を確保することを前提に、1中学校・1小学校の通学区域の構成等も認めるものとします。

2 適正規模の方策

学校規模の適正化を図るための方策は次のとおりとします。

(1) 適正規模の方策について

No	方策		方策の説明
①	通学区域の変更		通学区域を変更・再編成するもの
②	学校の統廃合	(1) 既存学校用地の活用	既に学校が設置されている用地を活用して、複数校を統合するもの
		(2) 新規用地の確保	新たに用地を確保し、複数校を統合するもの
		(3) 通学区域の分割	3校以上の統合予定校のうち、1校を分割し、他の学校に統合するもの
③	通学区域制度の弾力的運用	(1) 通学区域の一部区域における学校選択制度	大規模状態にある学校の通学区域に居住する児童・生徒について、他の学校が住居からおおむね1km以内にある場合、当該学校への就学を認めるもの
		(2) 小規模特認校制度	通学区域に関係なく、特定の小規模校への就学を認めるもの
④	学校の新設		既存の通学区域を分割して新しい学校を設置するもの
⑤	校舎の増改築		児童・生徒の増加に対応するため、既存校舎の増改築を実施するもの

(2) 各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について

【各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について (①～②)】

・「○」は該当、「△」は一定程度該当する項目

適正規模の方策	①通学区域の変更	②学校の統廃合			
		(1) 既存学校 用地の活用	(2) 新規用 地の確保	(3) 通学区 域の分割	
効果・ メリ ット	地域を分断することなく学校規模を調整することができる		○	○	△
	対象校の学校規模を調整することができる	○	○	○	○
	児童・生徒が学校を選択することができる				
課題・ 留意事項	就学している学校の変更等により児童・生徒や保護者に負担が発生する可能性がある	○	○	○	○
	通学距離・時間が長くなる児童・生徒が発生する可能性がある	△	○	△	○
	小規模校同士、大規模校同士が隣接しているケースには適さない	○			
	地域コミュニティと学校との関係や連携が希薄化する可能性がある				
	地域コミュニティへの影響(地域の分割・分断)	○			△
	地域コミュニティへの影響(廃校となる地域の活力の減少等)		○	△	○
	制度の利用状況により、規模適正化の効果が小さくなる可能性がある				
	学校用地取得や学校施設整備が必要となる			○	

【各方策の効果やメリット、課題や留意すべき事項について（③～④）】

適正規模の方策		③通学区域制度の弾力的運用		④学校の 新設
		(1) 通学区域 の一部区域 における学 校選択制度	(2) 小規模特 認校制度	
効果・ メリ ット	地域を分断することなく学校規模を調整することができる			
	対象校の学校規模を調整することができる	△	△	○
	児童・生徒が学校を選択することができる	○	○	
課題・ 留意 事項	就学している学校の変更等により児童・生徒や保護者に負担が発生する可能性がある			○
	通学距離・時間が長くなる児童・生徒が発生する可能性がある		△	
	小規模校同士、大規模校同士が隣接しているケースには適さない	○		
	地域コミュニティと学校との関係や連携が希薄化する可能性がある	△	○	
	地域コミュニティへの影響(地域の分割・分断)			△
	地域コミュニティへの影響(廃校となる地域の活力の減少等)			
	制度の利用状況により、規模適正化の効果が小さくなる可能性がある	○	○	
	学校用地取得や学校施設整備が必要となる			○

【「⑤校舎の増改築」の効果やメリット、課題や留意すべき事項について】

⑤については、適正規模の方策に準じた方策であり、効果や課題等は次のとおりとなります。

効果等	地域を分断することなく、大規模校のデメリットの一部を解消できる
課題等	学校規模のデメリットの一部解消（施設や備品の利用制限の解消）にはつながるが、その他のデメリット等（「児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい」「教職員のマネジメント等が難しくなりやすい」）は解消されない

3 適正配置の方策（通学負担軽減策）

学校規模の適正化の検討に当たり、望ましい通学距離・時間を上回る場合などにおける適正配置の方策（通学負担軽減策）は次のとおりとします。

(1) 適正配置の方策について

No	方策	対象校種	方策の説明
①	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	小学校 中学校	住所により定められている就学指定校より、通学距離が短い学校への通学を認めるもの ※本市では、児童は「厚木市指定学校変更承認要綱」で定める「指定学校よりも著しく距離的に近い学校に就学を希望する場合」について、就学小学校の変更が可能。(生徒は「厚木市中学校選択制実施要綱」に基づき指定中学校の変更が可能。)
②	公共交通機関(バスなど)の利用を認める		バスなどの公共交通機関を利用した通学を認めるもの
③	スクールバスを運行する		児童・生徒が乗車する専用のバスを運行し、学校まで通学するもの
④	自転車の通学を認める	中学校	自転車を利用した通学を認めるもの ※本方策の検討に当たっては、通学における安全性の確保を考慮し、まず方策①～③を優先的に検討する。その上で、学校の立地状況、生徒の通学の現状等を踏まえ、方策①～③を導入した場合において課題が多く、かつ、本方策の導入による通学負担の軽減の効果が高いと判断される場合において実施を検討するものとする。

(2) 各方策のメリット、課題や検討・対応が必要な事項について

No	方策	メリット	課題や検討、対応が必要な事項
①	住所地から近い場所にある学校への通学を認める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的・財政的な追加負担等がなく、通学に係る負担の軽減が可能 ・ 類似制度が整備されており、制度の導入が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学指定校より近い場所にある学校が存在しないケースには適さない ・ 就学指定校より近い場所にある学校が望ましい通学距離等の上限を超えるケースには適さない ・ 指定就学校が小規模校である場合や近い場所にある学校が大規模校である場合、結果的に学校規模の偏りを更に大きくしてしまう可能性がある
②	公共交通機関（バスなど）の利用を認める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に運行しているため、乗り遅れた場合も次のバスでの登下校が可能 ・ (スクールバスと比較して) 市で乗降場所の確保等が不要 ・ 公共交通の利用が促進されるため、路線バス等の公共交通の維持に寄与する可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の路線バスの運行がない地域では制度自体の利用ができない ・ 制度利用者におけるバス代の負担が発生する ・ 一般乗客がいるため、満員で乗車できない場合や車内トラブルが発生する可能性がある
③	スクールバスを運行する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の路線バスの運行がない地域でも制度導入が可能 ・ 乗降場所をきめ細かに設定することが可能 ・ 一般乗客がいないため、満員で乗車できないことや車内トラブルが発生する可能性が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗り遅れた場合、バスによる登校・下校ができなくなる可能性がある ・ バスの導入・運行等に係る市の財政的負担が大きくなる可能性がある ・ 市による乗降場所の確保が必要
④	自転車の通学を認める	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒が慣れ親しんでいる移動手段であり、公共交通機関やスクールバスなどと比較し、自由度が高く、利便性が高い ・ 既に自転車を所有している場合、金銭的負担が小さい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車運転による事故の被害者・加害者となる可能性があることから、導入に当たっては、事故を防ぐため学校、保護者、市教育委員会、警察など関係者による十分な協議や車道通行等における安全対策を講じる必要がある。 ・ 制度利用者における自転車等の購入負担が発生する ・ 学校敷地への駐輪場の整備 ・ 雨天等の場合、他の交通手段が必要となる場合がある

4 方策の実施に当たり考慮すべき事項等

適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、教育上の観点はもちろんのこと、公共施設の維持管理や適正配置、都市づくり、学校と地域コミュニティ等との関係性や地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方等に考慮するものとしします。

(1) 公共施設の維持管理や適正配置について

ア 学校施設の現状について

市立小・中学校は、昭和 40（1965）年代後半から児童・生徒数の増加に伴い整備を進め、現在、小学校 23 校、中学校 13 校の合計 36 校（155 棟）が整備されており、学校施設は、本市が保有している公共建築物における床面積の約半数を占め、令和 2（2020）年度現在、42.6%の建物が築 40 年以上経過しています。

本市では、「厚木市公共建築物の長期維持管理計画基本方針」に沿って予防保全や設備改修等を実施し、施設の適切な維持管理及び長寿命化に努めているものの、全体として老朽化が進んでいることから、今後、更新による再整備が必要となる施設が集中することが見込まれています。（本市では、公共建築物の目標耐用年数を原則として建設後 60 年としています。）

【10 年以内（令和 2 年度～11 年度）に目標耐用年数を迎える学校施設一覧】

No	校種	学校名	建物名	更新時期
1	小学校	依知南小学校	中央棟	令和 6 年
2		緑ヶ丘小学校	東棟	7 年
3		北小学校	南棟	8 年
4		小鮎小学校	南棟	9 年
5		依知小学校	体育館	11 年
6		厚木小学校	北棟	11 年
7	中学校	南毛利中学校	体育館	9 年
8		睦合中学校	体育館	10 年
9		東名中学校	南棟	11 年

「厚木市公共施設最適化基本計画」（以下「基本計画」という。）で行った試算では、平成 27（2015）年度から令和 36（2054）年度までの 40 年間における学校施設の建て替えに伴う更新費用は約 725 億円、維持管理・修繕に係る費用は約 103 億円、合計で約 828 億円を見込んでいます。

（市公共施設全体では、更新費用は 40 年間で約 1,430 億円、維持管理費用で約 419 億円、全体で約 1,849 億円を見込んでいます。）

イ 公共施設最適化の取組について

基本計画の推計では、公共建築物の更新・保全のために充当できる予算は40年間で約1,427億円となっており、約422億円不足することが見込まれており、これらの財源不足を解消するため、次のとおり取組を進めているところです。

【基本計画で定める「財源不足を解消するための取組一覧」】

No	個別目標	具体的な取組	40年間の効果額
1	適正な規模での更新、複合化	小・中学校（現状の75～80%） その他公共建築物（現状の85～90%）	約262億円
2	特定財源の確保	更新時における特定財源の確保	約115億円
3	民間への移譲	保育所6か所ほか	約15億円

基本計画では「小・中学校については、将来的な児童・生徒数の減少を見据え、適正な教室数への更新や施設の複合化などにより、40年間で延べ床面積の総量を現在の75～80%まで抑制していく」方針が示されており、今後の学校施設の更新に合わせ、施設の適正規模での更新はもちろんのこと、施設の複合化などを実施する必要があります。

また、アンケート調査の設問項目「学校の建て替えの考え方」に対し、児童・生徒保護者、教職員、市民の全ての回答区分において「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」の選択割合が7割を超えていることを踏まえ、学校の統廃合等を含め、建て替える学校を選択し、延べ床面積を抑制することを検討する必要があります。

今後、建て替え等の経費を削減・平準化しながら、将来にわたって子どもたちの学校生活における安全を確保するとともに、これからの教育活動に対応できる教育環境を整えていくため、長期的な視点から建て替えや改修する学校施設の規模や優先順位を精査し、計画的に施設を整備*していく必要があります。

* 本市では基本計画に基づき公共施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、改めて公共施設の現状を整理した上で、対策に係る優先順位の考え方、対策内容及び実施時期を定める「厚木市公共施設個別施設計画」の策定を進めており、本方針との整合を図りながら、策定するものとしています。

(2) 都市づくりについて

ア 都市づくりにおける学校の位置付けについて

本市の都市計画の基本的な方針を定めている「厚木市都市マスタープラン」は、本市の都市づくりの方向性を示すとともに、将来あるべき姿、道路、公園等の公共施設の計画、整備等の方針を定め、市域の都市的な土地利用の方針を示す計画となっています。

都市マスタープランでは、学校は、「防災に関する方針」の中で「学校等の公共施設の耐震診断に基づく適正な補強や必要な防災機能の付加等を引き続き整備してまいります」としています。また、「公園・緑地の整備方針」では、地区公園*¹や近隣公園*²について、「災害における地域の緊急活動拠点」や「避難空間としての機能を充足できる施設」として「小学校及び中学校に隣接若しくは近接する位置」で整備することとしています。

また、現在、都市マスタープランの一部として、人口減少・少子高齢化に対応する都市づくりを進めるため、居住とサービス施設をバス路線沿線に緩やかに誘導し、居住と生活サービスの距離を短縮することにより、市民の生活利便性を高め、誰もが快適に移動し、地域で暮らし続け、働き続けることができる人にやさしい都市を目指す「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の策定を進めているところです。

については、今後、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、これらのまちづくりの方針を考慮しながら検討を進める必要があります。

(3) 地域コミュニティとの関係について

ア 学校と地域コミュニティとの関係性について

市立小・中学校は、学校関係者だけでなく、自治会を始めとする様々な地域コミュニティ団体等の支援を受けながら運営を行っており、近年では、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の取組などを積極的に進めています。

また、社会教育の視点からも、小学校区ごとに設置されている「地域子ども教室」*³を始め、学校、地域の団体や個人、公民館などが連携した取組が行われており、今後もそうした取組が地域で求められることが考えられます。

こうしたことを踏まえ、適正規模・適正配置の方策の検討に当たっては、地域コミュニティや地域施設等との関係性を考慮しながら検討を行う必要があります。

- * 1 地区公園…主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- * 2 近隣公園…主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
- * 3 地域子ども教室…主に公民館を活動場所として、安心、安全な子どもの居場所を設け、地域の社会教育関係団体等のボランティアの協力を得て、放課後や週末に子どもを対象に文化活動、スポーツ活動、体験活動、地域とのふれあい交流活動などを実施する事業。

そうした中において、学校と地域コミュニティ等の区域が一致していることは、学校と地域コミュニティ等が連携・協力して学校の運営や児童・生徒の見守り等を行っていくという観点から望ましいと考えられます。

については、今後、適正規模・適正配置の方策を考えるに当たっては、自治会を始めとする地域コミュニティ団体等が分断することができる限りないよう、各団体の設置単位等を考慮に入れるとともに、団体などの意見を丁寧に聴取しながら検討を進めていく必要があります。

【学校運営に関係する主な地域コミュニティ団体や施設等】

団体・個人	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、小中学校PTA、各種学校ボランティア、青少年健全育成会、青少年指導員、青少年相談員、子ども会、母親クラブ、民生委員・児童委員、少年補導員、自治会、地区市民自治推進組織、交通安全母の会、交通安全指導員 等
施設	公民館、児童館、放課後児童クラブ* 等

イ 地域コミュニティ等の拠点としての学校施設の在り方について

(7) 基本的な考え方について

学校施設は教育施設であるとともに、地域で最も身近な公共施設の一つでもあります。

アンケート調査の設問項目「学校がこれまで担ってきた役割で重要だと考えられる役割」、「これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割」では、「地域防災の拠点」、「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」、「地域の活動・交流の拠点」、「スポーツ活動の拠点」などの選択割合が高く、地域コミュニティの拠点としての役割が今後も求められるものと考えられます。

そうしたことから、今後、通学区域の再編成や学校の統廃合など、適正規模・適正配置の方策を検討する際には、これらの役割や機能への影響について十分配慮する必要があります。

また、学校の統廃合を検討する場合には、地域の防災力やコミュニティの活力維持等の観点から、学校跡地の在り方について検討する必要があります。

(1) 地域防災の拠点としての役割について

市立小・中学校全 36 校が地震災害や風水害等の指定緊急避難場所、指定避難所（以下「避難所等」という。）に指定されており、地域防災の拠点としての役割に対する期待も高くなっています。

本市では、避難所等について、面積に基づき収容可能な人数を定めており、学校の統廃合等が実施された場合、地域における避難所等の在り方や市全体の避難所等の収容人数などに影響が及ぶことから、検討に当たって

* 本方針では市立放課後児童クラブを指します。

は、他避難所等との兼ね合いや防災体制の整備など、地域における災害対策について事前に十分な調整を図る必要があります。

(ウ) 児童・生徒の放課後の居場所・活動場所としての役割について

本市では、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを、市内全 23 小学校の敷地又は近隣施設*に設置、また放課後子ども教室も、令和 2（2020）年度現在、相川小学校及び鳶尾小学校に設置しています。

通学区域の再編成や学校の統廃合が実施された場合、放課後の児童・生徒の居場所・活動場所の確保などについて合わせて見直しが必要となることから、地域内の児童館などとの兼ね合いや見守りの体制などについて事前に十分な調整を図る必要があります。

(エ) 地域の活動・交流やスポーツ活動などの拠点としての役割について

地域コミュニティについては、自治会はもとより、小・中学校区を一つの単位として醸成されてきた経緯があり、現在も地域の運動会や伝統行事などのイベントや地域団体のスポーツ活動等において学校施設が重要な役割を果たしています。

通学区域の再編成や学校の統廃合が実施された場合、通学区域が拡大されたり、地域から学校が無くなったりすることにより、結果的に学校と地域との関係が希薄化する懸念があります。

こうしたことから、通学区域の再編成等があった場合においても、地域コミュニティや地域と学校との関係が希薄化しないよう、地域コミュニティ維持に必要な取組や方策、地域と学校との協力体制などについて、地域の方々、保護者、学校関係者、行政が連携・調整を図りながら進めていく必要があります。

5 適正規模・適正配置の方策の実施基準

市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けた方策の実施に当たっては、次に示す基本的な考え方にに基づき、各学校や地域の実情などを踏まえ、総合的に判断するものとします。

(1) 方策を実施する対象校について

ア 対象校について

毎年度実施している「児童・生徒及び学級数将来推計」において、当該年度から 9 年後（以下「対象年度」という。〔例 令和 2 年度推計であれば対象年度は令和 11 年度〕）において、本方針で定める小・中学校の適正規模（小学校：12 学級～24 学級、中学校：9 学級～18 学級）を下回る学校（小規模校）及び上回る学校（大規模校）を方策の実施を検討する対象校（以下「対象校」という。）とします。

* 南毛利小学校以外の 22 校は小学校敷地内に設置。南毛利放課後児童クラブは、隣接する南毛利学習支援センター内に設置。

なお、対象校における方策の検討に当たっては、本市における人口の現状と将来の展望や人口減少を克服するための施策の基本的方向を取りまとめた計画である「厚木市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン 総合戦略」で目指す「本市の人口の将来展望」における地域別の年少人口（0～14歳）の将来展望値を踏まえ、長期的な視野をもって検討を進めるものとします。

イ 優先して方策を実施することが望ましい対象校について

対象校のうち、対象年度において次の学校規模となることを見込まれる場合は、優先して方策の検討を進める学校（以下「優先的对象校」という。）とします。

校種	小規模校	大規模校
小学校	6 学級以下	31 学級以上
中学校		25 学級以上

(2) 方策実施に係る基本的な考え方について

ア 通学区域の再編成を伴う方策について

通学区域の再編成を伴う方策（通学区域の変更、学校の統廃合、学校の新設）を検討する場合は、隣接する学校との関係性を含めて検討するものとします。

通学区域については、地域コミュニティとの関係性や通学区域編成の経緯を踏まえ、市制施行前の旧町村域による8地域*別に再編成を伴う方策を検討するものとします。なお、中学校区については、上記に加え、小学校との整合性を配慮し検討を行うことを原則とします。

ただし、地域内において、通学区域の変更や学校の統廃合の実施に適した学校が存在しない場合など、通学区域の再編成の方策の実施が難しい場合は、この限りではないものとします。

(3) 方策実施に係る検討時期について

ア 経過措置期間を見据えた検討について

通学区域の再編成を伴う適正規模の方策を実施する場合、対象となる児童・生徒やその保護者、地域への影響が大きいことから、再編成に伴う環境の変化がもたらす影響を緩和するため、一定期間（複数年度）の経過措置策の導入が必要と考えられます。

については、経過措置期間を確保するため、適切な時期に検討を進めるものとします。

イ 学校施設の再整備計画を踏まえた検討について

現在策定を進めている「厚木市公共施設個別施設計画」では、今後目標耐用年数を迎える学校施設の再整備に係る対応方針及びスケジュールを示すこととしています。

* 旧町村域による8地域の詳細は参考資料の「地域別市立小・中学校所在地区分」参照。

学校施設について、今後目標耐用年数を迎える学校施設が複数あり、学校施設の再整備に当たっては、将来の児童・生徒数の見込み等を把握した上で施設規模等を検討する必要があることから、事前に当該校における将来を見据えた通学区域が整理されている必要があります。

そうしたことから、対象校における方策の実施時期については、学校施設の再整備時期を見据えて検討していくものとします。

なお、学校施設の再整備が必要となる学校の近隣に優先的対象校が存在する場合は、優先的対象校を含めて適正規模の方策について検討を行った上で、整備内容を整理する必要があります。

(4) 方策実施に係る留意事項について

ア 対象校については、まず通学区域の再編成を伴わない方策（通学区域制度の弾力的運用、校舎の増改築）について検討を進めるものとします。優先的対象校については、通学区域の再編成を伴う方策を含めた全ての方策の中から検討を進めるものとします。

イ 通学区域の再編成を伴う方策の実施に伴い、通学距離・時間が長距離化・長時間化する場合は、通学距離・時間の上限を目安に通学負担軽減策を導入するものとします。

ウ 通学区域の再編成を伴う方策を実施した学校や地域については、児童・生徒などへの影響が大きいことから、当面の期間（原則として10年程度）は、通学区域の再編成は行わないものとします。

エ 通学区域の再編成を実施してもなお適正規模に達することが見込めない場合であっても単学級の解消や単学級における学級規模の拡大などの教育効果の向上が図られる場合には、方策を実施するものとします。

6 適正規模・適正配置の取組の進め方

(1) 基本的な考え方について

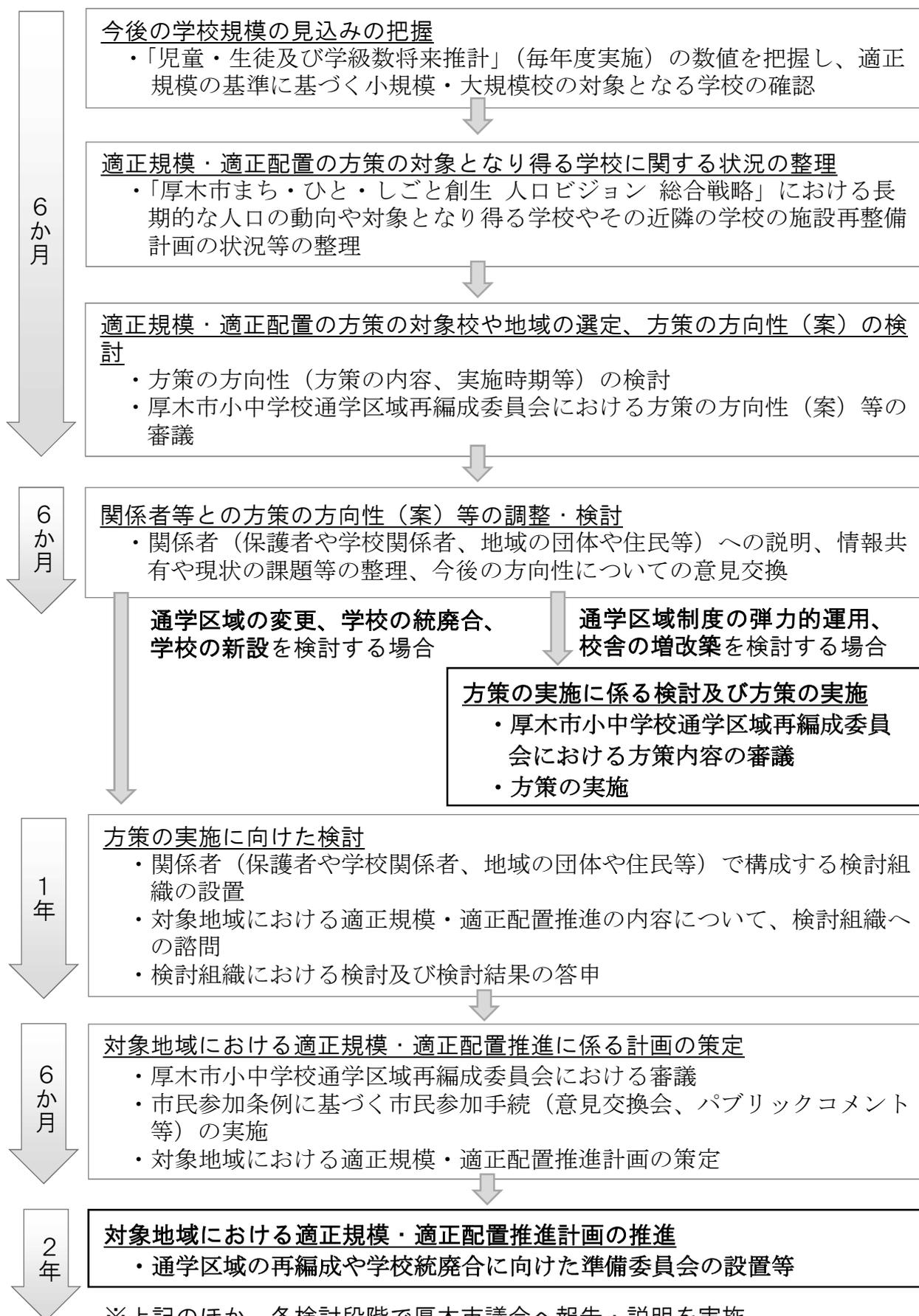
学校の適正規模・適正配置の方策の実施に当たっては、児童・生徒はもちろんのこと、その保護者や学校関係者、地域の団体や住民など様々な関係者や関係団体に影響が及ぶことから、情報提供や情報共有、意見交換を始め、市民参加手続条例に基づく市民参加手続きなど、多様な機会を設けて、関係者や関係団体との合意形成を図りながら、適正規模・適正配置の実現に向けた取組を進めるものとします。

(2) 取組の進め方について

適正規模・適正配置の方策の実施に当たっては、次のとおり取り組むものとします。

○ 適正規模・適正配置の取組の進め方

適正規模・適正配置の取組、スケジュールの目安は次のとおりとします。



参考資料

- 1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果（要旨）
- 2 令和2（2020）年度児童・生徒将来推計（抜粋）
- 3 市立小・中学校通学区域図（令和元（2019）年10月15日現在）
- 4 地域別学校所在地区分
- 5 本方針策定の経過

1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果(要旨)

1. 調査概要

目的	厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置の検討に係る基礎資料として、児童・生徒の保護者、教職員及び市民の皆様の意識を把握するため		
調査名	厚木市立小・中学校の教育環境に関するアンケート調査		厚木市立小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査
種別	児童・生徒の保護者	教職員	市民
調査対象	市立小学校6年生及び中学校3年生の保護者 ※各学校1学級を対象	市立小・中学校の教職員 ※校長、教頭、学年主任(小学6年又は中学3年)	無作為抽出された18歳以上の市民
実施期間	令和2年7月22日～8月4日		同年7月29日～8月12日
配布数	1,440人 [うち小学校 920人、中学校 520人]	108人	1,104人
回答者数 (回答率)	697人(48.4%) [うち小学校 454人(49.3%)、うち中学校 243人(46.7%)]	107人(99.1%)	406人(36.8%)

2. 設問概要

設問区分	設問内容	設問回答対象
(1) 学校規模について	小規模校・大規模校のメリット・デメリットや学校運営上の課題、望ましい学級数とその理由	保護者及び教職員 ※「学校運営上の課題」は教職員のみ
(2) 通学時間・方法について	児童・生徒の通学時間や方法、許容できる通学時間と許容範囲を超える場合の配慮	保護者及び教職員 ※「児童・生徒の通学時間や方法」は保護者のみ
(3) 地域における学校の役割について	学校に行く頻度や理由、これまでの地域における学校の役割や今後期待する役割	市民
(4) 学校施設の老朽化について	学校施設の老朽化により発生する問題	保護者、教職員及び市民
(5) 学校の建て替えの考え方について	学校の建て替えの考え方	
(6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について	適正規模・適正配置の検討に必要な配慮	

3. 調査結果概要

※設問の選択肢は、場合により語句を簡略化しています。

(1) 学校規模について

① 小規模校のメリット・デメリットについて

区分	回答者区分		1位		2位		3位	
	メリット	小学校	保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	29.7%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	23.6%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい
教職員				25.7%	異学年間の教育・交流活動の機会が多くなりやすい	17.3%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	16.3%
中学校		保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい	33.6%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい	23.2%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが多くなりやすい	15.1%
		教職員		32.7%		19.2%		17.3%
デメリット	小学校	保護者	児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい	29.0%	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい	23.4%	部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい	16.0%
		教職員		36.6%	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい	24.7%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい ほか1件 ^{*1}	12.9%
	中学校	保護者	児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい	26.8%	部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい	24.0%	PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい	20.4%
		教職員		31.4%		多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい	31.4% ※同率1位	17.1%

※1…「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に制約が生じやすい」と「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が同率(12.9%)

回答の傾向

- ・メリットでは、全ての回答者区分で「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」が1位になっている。2位・3位も重複している項目が多い。
- ・デメリットでは、全ての回答者区分で「児童・生徒の人間関係や相互の評価などが固定化しやすい」が1位となっている。保護者では、「PTA活動等における保護者1人当たりの負担が大きくなりやすい」が小学校では2位、中学校では3位となっている。

② 大模校のメリット・デメリットについて

区分	回答者区分	1位		2位		3位			
メリット	小学校	保護者	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	19.9%	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	19.2%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい	17.6%	
		教職員	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	29.7%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	28.0%		19.2%	
	中学校	保護者	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	21.7%	様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりがやすい	21.7%	※同率 1位	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい	20.4%
		教職員	様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりがやすい	29.1%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい	28.2%			21.4%
デメリット	小学校	保護者	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	42.2%	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	21.8%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい	17.9%	
		教職員	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	38.0%	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	34.6%		16.2%	
	中学校	保護者	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	45.9%	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	23.2%	学校行事や部活動等で一人一人の発表や活躍の機会などが少なくなりやすい	15.0%	
		教職員	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用面で、一定の制約がかかりやすい	39.5%	全教職員による児童・生徒一人一人の把握が難しくなりやすい	37.0%		14.8%	

回答の傾向

- ・メリットでは、小学校と中学校のそれぞれで、1位と2位の順位は異なるものの、1位～3位まで回答項目が保護者と教職員で一致している。
- ・デメリットでは、全ての回答者区分で、順位は異なるものの全て同じ回答項目が1～3位となっている。

③ 小規模校・大模校における学校運営上の課題について

区分	回答者区分	1位		2位		3位		
小規模校	小学校	教職員	教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい	31.2%	教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい	26.1%	教職員の出張や研修等の調整が難しくなりやすい	13.6%
	中学校			30.8%		28.0%		部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい
大規模校	小学校	教職員	特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい	32.4%	教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい	19.7%	ICT 機器などの授業で使用する教材や教具を児童・生徒一人一人にいきわたらせることが難しくなりやすい	17.6%
	中学校			29.7%		24.2%		教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい

回答の傾向

- ・小規模校では、小・中学校が共通で「教職員一人当たりの校務負担や学校行事に関する負担が重くなりやすい」が1位、「教職員数が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい」が2位になっている。中学校では3位として「部活動等の指導者を確保することが難しくなりやすい」が入っている。
- ・大規模校では、小・中学校が共通で「特別教室や体育館、プール等の施設・設備の利用に当たり、授業の割り当てや調整が難しくなりやすい」が1位になっている。「教職員相互の連絡調整や共通理解を図ったりする上で支障が生じやすい」も小・中学校共通で入っている。中学校では「児童・生徒や教職員が多く、管理する職員が行うマネジメントが難しくなりやすい」が24.2%で2位に入っている。

④ 望ましい学級数について

回答者区分		1位	2位	3位
小学校	保護者	3学級 61.0%	2学級 21.4%	4学級 15.4%
	教職員	3学級 88.4%	4学級 5.8%	2学級 4.3%
中学校	保護者	4学級 44.0%	3学級 24.7%	5学級 20.2%
	教職員	4学級 78.9%	5学級 13.2%	3学級 5.3%

回答の傾向

- ・小学校では、「3学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、選択割合も保護者が61.0%、教職員では88.4%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「2学級」、「4学級」となった。「2学級」について、保護者は21.4%だが、教職員では4.3%となっている。
- ・中学校では、「4学級」が保護者、教職員共通で1位となっており、教職員の選択割合は78.9%となっている。2位と3位も順位は異なるが共に「3学級」、「5学級」となった。「3学級」について、保護者は24.7%だが、教職員では5.3%となっている。

⑤ ④で望ましい学級数を選択した理由について

回答者区分		1位	2位	3位
小学校	保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい 20.8%	児童・生徒の人間関係が深まりやすい 14.2%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい 13.3%
	教職員	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい 22.7%	多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が多くなりやすい 18.6%	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい 16.0%
中学校	保護者	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい 17.9%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい 14.0%	豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい 12.8%
	教職員	教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい 22.1%	運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい 17.3%	

回答の傾向

- ・小学校では、「教員の目が届きやすく、きめ細かな指導を受けやすい」と「豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい」が順位は入れ替わっているが、保護者、教職員でそれぞれ1位と3位となっている。2位については、保護者と教職員で異なる結果となっている。
- ・中学校では、保護者、教職員が選択項目、順位ともに同様の結果となっている。2位の「運動会や文化祭などの集団活動や学校行事に活気が生じやすい」は、小学校では1位～3位には入っていない選択項目となっている。

(2) 通学時間・方法について

① 児童・生徒の通学時間について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	15分未満	47.1%	30分未満	41.2%	45分未満	10.6%
中学校		30分未満	49.0%	15分未満	41.6%		8.2%

回答の傾向

・小学校・中学校ともに「15分未満」と「30分未満」を合わせると全体の90%程度の割合となっている。

② 児童・生徒の通学方法について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	徒歩のみ	98.9%	その他	0.9%	公共交通機関	0.2%
中学校			97.9%		1.2%		0.8%

回答の傾向

・小学校・中学校ともに、ほぼ「徒歩のみ」の回答となっている。「その他」では自家用車での送迎等の回答が寄せられている。

③ 許容できる児童・生徒の通学時間の範囲について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	30分未満	66.1%	15分未満	22.0%	45分未満	9.9%
	教職員		73.9%	45分未満	21.7%	15分未満	2.9%
中学校	保護者	30分未満	70.0%	45分未満	15.2%	15分未満	10.3%
	教職員		73.7%		21.1%	60分未満	5.3%

回答の傾向

・小学校では、1位の「30分未満」は保護者、教職員共通だが、2位と3位では、順位が異なっている。「15分未満」の選択割合は教職員では2.9%だが、保護者では22.0%、「45分未満」の選択割合では保護者では9.9%だが、教職員では21.7%となっている。

・中学校では、1位の「30分未満」、2位の「45分未満」は保護者、教職員共通となっている。3位は、教職員では「60分未満」となっているが、保護者では「15分未満」となっている。

④ ③で回答した通学時間を超える場合に必要となる配慮について

回答者区分		1位		2位		3位	
小学校	保護者	住所から近い場所にある学校への通学を認める	31.0%	スクールバスを運行する	26.5%	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	16.1%
	教職員		37.1%	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	28.4%	スクールバスを運行する	23.3%
中学校	保護者	自転車での通学を認める	27.9%	住所から近い場所にある学校への通学を認める	24.9%	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	20.9%
	教職員	公共交通機関(バスなど)の利用を認める	42.4%		40.9%	徒歩で構わない	9.1%

回答の傾向

・小学校では、2位と3位の順位は異なるものの、1位～3位まで保護者と教職員との選択項目が一致している。

・中学校では、2位の「住所から近い場所にある学校への通学を認める」と、順位は異なるが「公共交通機関(バスなど)の利用を認める」が1位又は3位に入っている。保護者では1位に「自転車での通学を認める」(27.9%)が入っているが、教職員では入っていない。(中学校教職員の「自転車での通学を認める」の選択割合は3.0%)

(3) 地域における学校の役割について

① 過去1年間に学校に行った頻度について

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	1回も行っていない	61.1%	年1回以上	21.2%	半年に1回以上	9.9%

② 過去1年間に学校に行った理由について

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	学校行事(運動会や発表会、授業参観など)	25.8%	選挙での投票	21.2%	避難訓練などの防災関係活動	10.1%

③ 小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割で重要だと考えるものについて

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	地域防災の拠点	24.0%	児童・生徒の放課後の居場所・活動場所	21.5%	スポーツ活動の拠点	12.9%

④ これからの地域における活動拠点として小・中学校に期待する役割について

回答者区分	1位		2位		3位	
市民	地域防災の拠点	23.0%	児童・生徒の放課後の居場所・活動場所	20.3%	地域の活動・交流の拠点	13.1%

回答の傾向

・設問「③小・中学校がこれまで地域で担ってきた役割」と「④ これから小・中学校に期待する役割」では、1位「地域防災の拠点」、2位「児童・生徒の放課後の居場所・活動場所」は共通した選択項目になっている。「④ これから小・中学校に期待する役割」において、3位で「地域の活動・交流の拠点」が入っている。

(4) 学校施設の老朽化について

① 学校施設の老朽化によって発生する重要な問題について

回答者区分	1位		2位		3位	
保護者	災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある	51.5%	災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある	19.2%	雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある	18.0%
教職員		42.7%	雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある	35.1%	教育内容・方法の変化に対応できず、児童・生徒の教育環境を充実させることが難しくなる	17.5%
市民		42.4%	災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある	33.5%		11.5%

回答の傾向

・全回答者区分で「災害の発生時に施設が壊れやすくなる可能性があるなど、児童・生徒の安全が確保できなくなる恐れがある」が1位となっている。回答割合では保護者で50%以上、教職員と市民でも40%以上となっている。
 ・2位、3位も他のそれぞれの回答者区分と重複した選択項目になっているが、教職員では「雨漏りや設備の故障などにより、学校生活に支障をきたす恐れがある」、市民では「災害の発生時に地域の避難施設として使用できなくなる恐れがある」がそれぞれ30%以上となっている。

(5) 学校の建て替えの考え方について

① 学校の建て替えの考え方について

回答者区分	1位	2位	3位
保護者	74.5%	経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える	12.5% 現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える
教職員	将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える 72.0%	現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える	17.8% 経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える
市民	75.9%	経費を増やさないことを重視し、一部建替えなど、最小限度の範囲で建て替える	10.8% 現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える

回答の傾向

- ・全回答者区分で「将来の児童・生徒数を見据え、経費も考慮し、地域ごとに建て替える学校を決めて、建て替える」が1位となっており、選択割合も70%以上となっている。
- ・保護者と市民では2位、3位も同じ順位となっているが、教職員では「現在の学校数を維持するため、経費は増えても、全ての学校を建て替える」が17.8%で2位となっている。

(6) 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

① 適正規模・適正配置の検討に必要な配慮について

回答者区分	自由記述回答数
保護者	108件
教職員	51件
市民	112件

回答の傾向

・自由記述による回答内容については、次の傾向が見られた。

- 保護者
 - ・通学時の安全確保等に関すること（23件）
 - ・教育環境・施設の充実等に関すること（23件）
 - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること（14件）
- 教職員
 - ・教育環境・施設の充実等に関すること（10件）
 - ・学級規模の適正化に関すること（8件）
 - ・通学時の安全確保等に関すること（7件）
- 市民
 - ・通学時の安全確保等に関すること（34件）
 - ・通学手段(通学の負担軽減)等に関すること(19件)
 - ・教育環境・施設の充実等に関すること（11件）

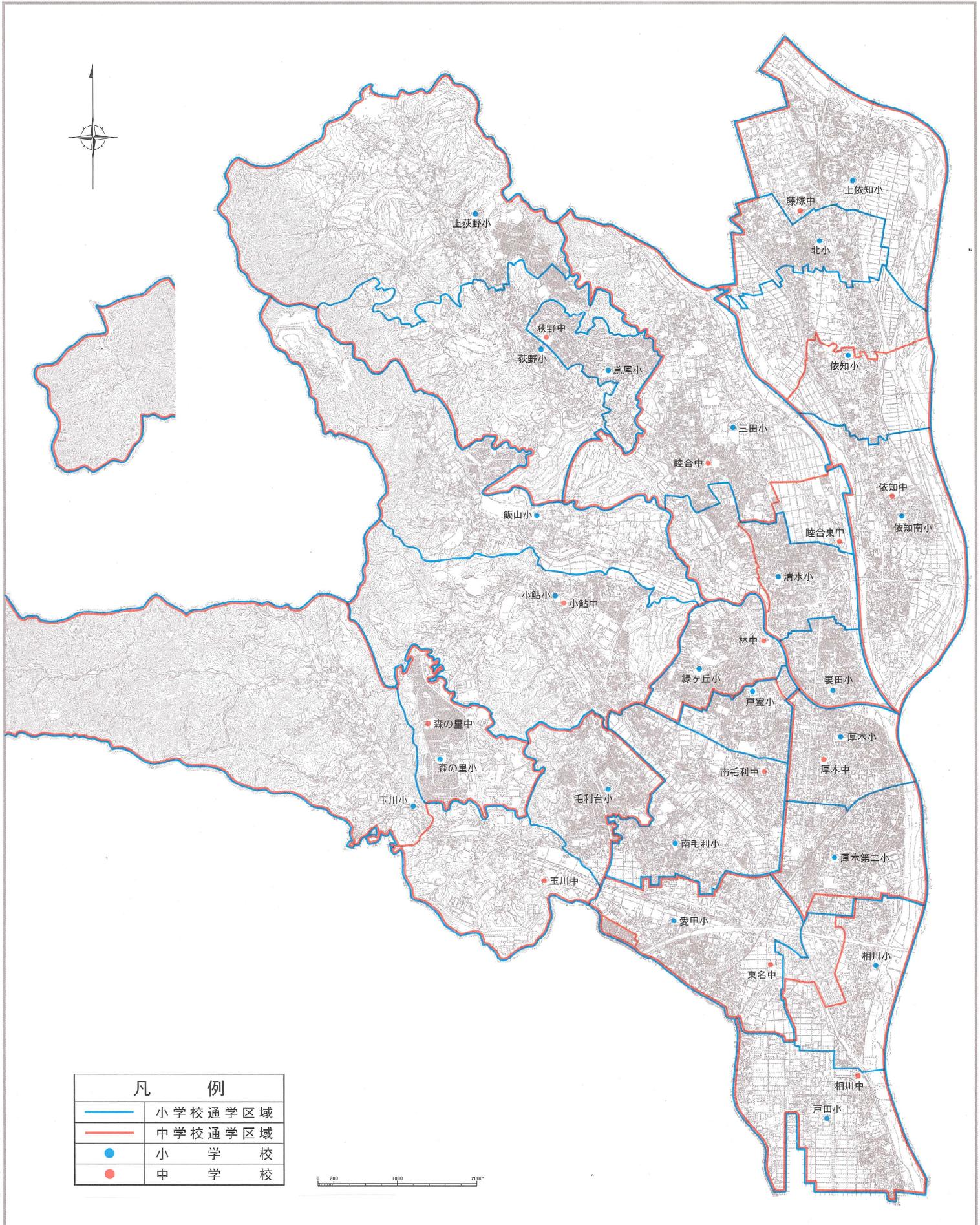
2 令和2（2020）年度児童・生徒及び学級数将来推計（抜粋）

No	校種	学校名	令和2（2020）年度実績値（A）		令和11（2029）年度推計値（B）		比較（B-A）	
			児童・生徒数	学級数*	児童・生徒数	学級数*		
1	小学校	厚木小	926	28	778	23	△148	△5
2		依知南小	496	15	407	12	△89	△3
3		北小	380	12	335	12	△45	0
4		荻野小	284	10	136	6	△148	△4
5		三田小	764	23	551	17	△213	△6
6		清水小	889	26	673	21	△216	△5
7		小鮎小	435	14	329	12	△106	△2
8		玉川小	153	6	95	6	△58	0
9		南毛利小	1,005	31	769	23	△236	△8
10		相川小	225	9	202	6	△23	△3
11		厚木第二小	837	25	929	27	92	2
12		緑ヶ丘小	613	18	543	18	△70	0
13		戸室小	550	17	562	17	12	0
14		愛甲小	500	16	449	16	△51	0
15		妻田小	475	15	298	11	△177	△4
16		鳶尾小	330	12	323	12	△7	0
17		毛利台小	497	15	421	12	△76	△3
18		上荻野小	388	13	175	6	△213	△7
19		飯山小	196	7	118	6	△78	△1
20		森の里小	231	9	109	6	△122	△3
21		依知小	393	13	319	12	△74	△1
22		戸田小	337	12	304	12	△33	0
23		上依知小	305	12	247	10	△58	△2
24	中学校	厚木中	826	21	841	21	15	0
25		依知中	363	12	328	9	△35	△3
26		荻野中	664	18	330	9	△334	△9
27		睦合中	429	12	365	10	△64	△2
28		小鮎中	320	9	242	7	△78	△2
29		玉川中	386	11	249	8	△137	△3
30		南毛利中	700	19	750	20	50	1
31		東名中	209	6	204	6	△5	0
32		林中	338	9	334	9	△4	0
33		藤塚中	450	12	357	10	△93	△2
34		森の里中	171	6	92	3	△79	△3
35		睦合東中	615	17	579	16	△36	△1
36		相川中	252	8	234	7	△18	△1

*学級数は通常学級の級数を記載（特別支援学級の級数は含んでいない）

3 市立小・中学校通学区域図

令和元年10月15日現在



厚木市教育委員会

4 地域別市立小・中学校所在地区分

地域（8）	【参考】地区（15）	小学校	中学校
1 厚木地域	(1) 厚木北地区	厚木小学校	厚木中学校
	(2) 厚木南地区	厚木第二小学校	
2 依知地域	(3) 依知北地区	北小学校 上依知小学校	藤塚中学校
	(4) 依知南地区	依知南小学校 依知小学校	依知中学校
3 睦合地域	(5) 睦合北地区	三田小学校	睦合中学校 睦合東中学校
	(6) 睦合南地区	清水小学校 妻田小学校	
	(7) 睦合西地区		林中学校
4 荻野地域	(8) 荻野地区	荻野小学校 鳶尾小学校 上荻野小学校	荻野中学校
5 小鮎地域	(9) 小鮎地区	小鮎小学校 飯山小学校	小鮎中学校
6 南毛利地域	(10) 南毛利地区	南毛利小学校 戸室小学校 毛利台小学校	南毛利中学校
	(11) 緑ヶ丘地区	緑ヶ丘小学校	
	(12) 南毛利南地区	愛甲小学校	東名中学校
7 玉川地域	(13) 玉川地区	玉川小学校	玉川中学校
	(14) 森の里地区	森の里小学校	森の里中学校
8 相川地域	(15) 相川地区	相川小学校 戸田小学校	相川中学校

5 本方針策定の経過

(1) [附属機関] 厚木市立小中学校適正規模等検討委員会の審議等経過

厚木市立小中学校適正規模等検討委員会は、市立小・中学校の適正規模等について調査審議するため設置された附属機関。委員は、公募による市民、関係団体の代表、学識経験者、市立小・中学校長の10人で構成。

日程		議題等
諮問	令和2 (2020)年 7月16日	市教育委員会からの諮問
第1回		①厚木市立小中学校適正規模等検討委員会会議の公開等に関する要綱について ②学校の適正規模・適正配置に関する情報の共有について
①7月22日 ～8月4日 ②7月29日 ～8月12日		厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の実施 ①小・中学校の教育環境に関するアンケート調査（対象：児童・生徒の保護者、教職員） ②小・中学校の地域における役割に関するアンケート調査（対象：市民）
第2回	8月28日	①南毛利小学校（大規模校）の視察 ②東名中学校（小規模校）の視察
第3回	9月29日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果について ②市立小・中学校の適正規模・適正配置について
第4回	10月23日	①市立小・中学校の適正規模について ②市立小・中学校の適正配置について
第5回	11月18日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の在り方の整理について ②市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策について
第6回	12月21日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策検討に当たり考慮すべき事項等の整理について ②適正規模に係る方策について ③適正配置に係る方策について ④適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について
第7回	令和3 (2021)年 2月19日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の方策に係る整理について ②地域コミュニティの拠点としての学校施設の在り方について ③適正規模・適正配置の実現に向けた取組の進め方について
第8回	3月17日	①「厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方（答申案）」について
答申		市教育委員会へ答申

(2) [庁内検討組織] 厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会の審議経過

厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会は、市立小・中学校の適正規模等について検討するため設置された庁内検討組織。市教育委員会及び市長部局の課等長 11 人で構成。また、検討に係る調査及び研究を行うため、市教育委員会及び市長部局係長等 11 人で構成する市立小・中学校適正規模等検討推進プロジェクトチームも設置。

日程		議題等
第 1 回	令和 2 (2020) 年 11 月 13 日	①厚木市立小・中学校適正規模等検討推進委員会等の役割及び審議事項について ②市立小・中学校の適正規模・適正配置について ※第 1 回推進委員会に併せて第 1 回プロジェクトチームも合同で開催
第 2 回	12 月 16 日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置の実現に向けた進め方について ②市立小・中学校施設整備指針に位置付ける標準的な諸室の検討状況等について
第 3 回	令和 3 (2021) 年 1 月 20 日	①市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び市立小・中学校施設整備指針策定に向けた取組状況及び今後の取組について ②「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に関する基本的な考え方（答申案）」について ③「市立小・中学校施設整備指針（検討案）」について
第 4 回	3 月 24 日 書面会議	①「市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に関する基本的な考え方（検討）」について ②「市立小・中学校施設整備指針（検討案）」について

(3) 意見交換会

日時	令和 3 (2021) 年 3 月 28 日 10 時 30 分～11 時 30 分
会場	厚木市役所本庁舎 4 階 大会議室
参加者数	〇人
意見数	〇件

(4) パブリックコメント

期間	令和 3 (2021) 年〇月〇日～〇月〇日
意見聴取方法	〇〇
意見数	〇件